

教育民生常任委員会資料

(平成21年4月21日)

【件名】

- 1 「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」に係るパブリックコメントの実施について
(福祉保健課) …… 1
- 2 障害者の施設外就労を推進するための県独自の補助制度の創設について
(障害福祉課) …… 3
- 3 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要について
(障害福祉課) …… 4
- 4 利用者負担の見直しに係る障害福祉サービス利用の実態調査について
(障害福祉課) …… 6
- 5 県立障害児施設等の調理業務委託の状況について
(子ども発達支援室、子育て支援総室、体育保健課) …… 10
- 6 「エマーソンこども進学支援基金」による入学祝金支給開始について
(子育て支援総室) …… 11
- 7 鳥取県立喜多原学園改築工事の竣工について
(子育て支援総室) …… 12
- 8 経済不況による収入減少に対応した肝炎インターフェロン治療費助成受給者への緊急救済措置について
(健康政策課) …… 13

福祉保健部

「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」に係るパブリックコメントの実施について

平成21年4月21日
福祉保健課

1 制度導入の趣旨

身体等に障害のある方や、高齢者等で歩行が困難な方、あるいはけがが人や妊産婦の方で一時的に歩行困難な方等のために駐車スペースを確保し、みんながゆずりあう思いやりのあるまちづくりを推進するため「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」を導入する。

2 制度導入の背景

- バリアフリー法や鳥取県福祉のまちづくり条例により、公共的施設に身体障害者用駐車場が整備されるようになったが、障害のある方々から、健常者が利用しているため身体障害者用駐車場に停められないことが多いとの声がある。
- 商業施設など民間の公共的施設では、お客様への遠慮や、外見では健常者に見える内部障害者の場合もあることから、不適切な利用かどうかわからない状況がある。

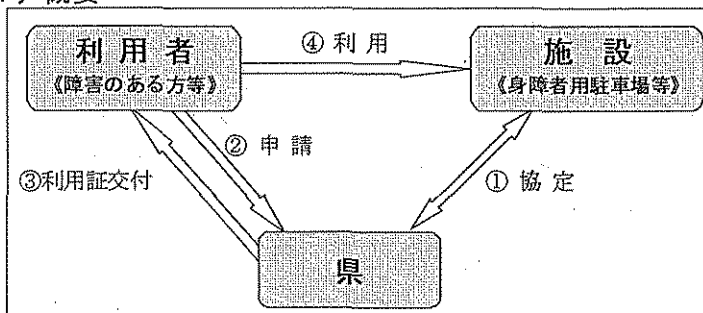
<参考>類似の制度を実施している他県の状況（H21.3月末現在）

○7県1市で実施済（制度導入順）

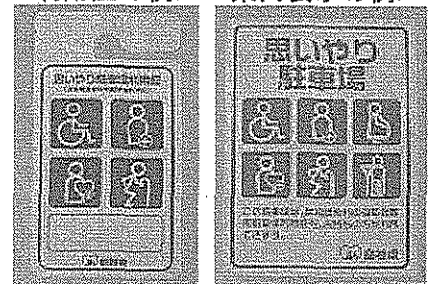
佐賀県、山形県、長崎県、福井県、熊本県、茨城県神栖（かみす）市、栃木県、島根県

3 制度の仕組（案）

（1）概要



<利用証の例> <案内表示の例>



車に掲示

施設に掲示

（2）利用証

①交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方あるいは歩行に介助者の特別な注意等を要する方		5年（更新）
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間
	妊産婦の方	妊娠7ヶ月～産後1年半

②交付対象者の基準（別表のとおり）

③申請方法

- ・交付窓口（県庁、総合事務所、市町村〈予定〉）に申請書及び対象者であることが確認できる書類を提出（郵送も可）すると、原則、即日交付される。

（3）協定施設及び内容

①対象施設

- ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の整備基準（幅350cm以上）を満たす身体障害者用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ公共的施設。

②協定内容

- ・利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導すること。
- ・利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示を行うこと。

（4）その他

- ・島根県と相互乗り入れを可能とする。（島根県での類似制度導入日：H20.12.3）
- ・タクシーの運転手に買い物などの介助をしてもらう場合には、タクシーに利用証を掲げることで身体障害者等用駐車場を利用することは可能とする。

4 パブリックコメントの実施

平成21年5月1日（金）から5月29日（金）まで

5 今後のスケジュール

H21.5 パブリックコメントの実施

H21.6～7 市町村へ交付窓口の協力依頼

H21.7 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会開催、意見聴取

H21.8 制度最終決定

H21.8～ 施設への協力依頼、協定締結

H21.10 制度開始

<別表>

(1) 身体障害、知的障害、精神障害により歩行が困難な方、あるいは発達障害等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方で、次に該当する方

○身体障害者(■)が該当。(/)は、等級の設定がないことを表す。)

身体障害区分	等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	■	■	■	■		
聴覚障害	/				/	
平衡機能障害	/	/	■	/	■	/
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		/			/	/
上肢不自由	■	■				
下肢不自由	■	■	■	■	■	■
体幹不自由	■	■		/	■	/
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	■				
	移動機能	■	■	■	■	■
心臓機能障害	■	/	■	■	/	/
腎臓機能障害	■	/	■	■	/	/
呼吸機能障害	■	/	■	■	/	/
膀胱又は直腸の機能障害	■	/	■	■	/	/
小腸機能障害	■	/	■	■	/	/
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	■	■	■	■	/	/

○知的障害者 療育手帳の障害程度欄「A」

○精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」

○発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方

(2) 高齢、難病等により歩行が困難な方で、次に該当する方

○高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要支援1、2」、「要介護度1～5」

○難病者 特定疾患医療受給者

(3) 一時的に歩行が困難な方で、次に該当する方

○けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方

○妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年半

※下線部は、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会委員等関係者からのご意見をふまえ、他県の基準よりさらに交付対象範囲を拡大。

障害者の施設外就労を推進するための県独自の補助制度の創設について

平成21年4月21日
障 害 福 祉 課

1 目的

- 平成20年度においては、就労継続支援（A型・B型）事業所が利用者を施設外就労（※）させる場合、国の障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業により補助金を支給。
- 平成21年度からは、国の基金事業のメニューから当該事業が除外され、報酬の加算（「施設外就労加算」）として措置。
- 「施設外就労加算」による支給額のうち、従来の基金事業における支給額を下回る場合があることが判明。
- このような国の制度改正は、障害福祉サービス事業所の負担感を強め、一般就労に有効な施設外就労の停滞を招くとともに、本県が平成19年度から推進している工賃3倍計画（H19～H23年度）の実現の妨げとなりかねない。
- 障害福祉サービス事業者は、平成21年度以降も同内容の制度が継続されると考え事業計画を立てており、切れ目のない事業者支援が必要。



・事業者に安心して4月から事業に取り組んでいただけるよう、早期に周知を図るため、県独自の補助制度を4月から創設したい。

（※）施設外就労とは、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行うことをいう。

2 国の制度の比較

区 分	改正前(障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業)	改正後(報酬)
助成対象	・就労継続支援（A型・B型）事業所の事業者	・就労移行支援事業所の事業者 ・就労継続支援（A型・B型）事業所の事業者
内容	施設外就労を実施する場合に、ユニット単位(最低定員3名)で助成	3人以上で施設外就労を実施する場合に、1日につき利用者1人当たり100単位を加算 (1単位は、原則として10円)
助成額・加算額	1ユニット当たり4,500円/日	利用者1人当たり1,000円/日
最低利用人数(3人)による単価比較	4,500円/日	3,000円/日
<支給額の例> ・1ユニット3人 ・20日間利用	@4,500円×20日 = 90,000円…(A)	@1,000円×3人×20日 = 60,000円…(B)
	(B) - (A) △ 30,000円	

3 創設する事業

【施設外就労加算差額補助事業(補助金)】

助成対象	就労移行支援事業所の事業者 就労継続支援（A型・B型）事業所の事業者
内容	施設外就労を実施する場合に、(1) から (2) を差し引いた額を助成 (1) 1ユニット(最低定員3名)当たり1日4,500円で計算される額 (2) 施設外就労加算で得られる額
補助率	県10/10

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要について

平成21年4月21日
障 害 福 祉 課

平成21年3月31日に障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。

その概要については次のとおりです。

I 改正法律案の趣旨

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための支援の一層の充実を図るため、利用者負担の見直し、障害者及び障害程度区分に関する定義の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実等制度全般について所要の見直しを行う。

II 改正法律案の概要

1 障害者自立支援法の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し

① 障害福祉サービスに要した費用の9割を給付（1割を負担）する規定を改め、利用者の負担能力に応じた負担を原則とする。

具体的には、サービスの提供に要した費用からサービス利用者の家計の負担能力をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が費用の1割に相当する額を超える場合は当該相当する額）を控除して得た額を給付する規定とする。

② サービス利用に係る負担を合算して一定額を超えた場合に、その超えた額をサービス利用者に給付する仕組みについて、その対象となる負担に補装具（義肢装具等）に係る負担を追加する。

(2) 障害者及び障害程度区分に関する定義の見直し

① 障害者の定義について、発達障害者支援法に規定する発達障害者を含むことを明確化する。

② 障害程度区分の定義について、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とし、名称を「障害支援区分」と改める。

(3) 相談支援の充実

① 市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹的相談支援センターを設置することができることとする。

② 都道府県、市町村は、障害者等への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会を置くことができることとする。

③ 障害者が適切なサービスを選択できるようにするため、市町村は、支給決定の際にサービス利用計画案を作成することとし、当該サービス利用計画案の作成に要する費用について給付費を支給する（対象者については、従来のサービス利用計画作成費から大幅に拡大）。

④ 地域移行支援（施設・精神科病院に入所・入院している障害者に住居の確保、地域生活の移行に関する相談その他便宜の供与）や地域定着支援（居宅の単身等の障害者との常時の連絡体制の確保、緊急の相談その他の便宜の供与）についての相談支援を設ける。

(4) 地域生活の基盤整備

① 障害者の地域生活を支援するため、グループホーム・ケアホームにおける居住に要する費用について、補足給付の対象とする。

② 視覚障害者の移動を支援する障害福祉サービスとして同行援護（移動に著しい困難を有する視覚障害者に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護等

の便宜の供与を行う) を設ける。

(5) サービスの質の向上

指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行う。

2 児童福祉法の一部改正関係

(1) 障害児サービスの再編

- ① 障害を持つ子どもができるだけ身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別により区分されている施設体系を見直し、障害種別に関わらず利用できるように施設類型の一元化を行う。
- ② 障害を持つ子どもの放課後等における居場所を確保し、必要なサービスを提供する放課後等デイサービスを創設するなど、通所によるサービスを拡充する。
 - ・放課後等デイサービスでは、就学している障害児が放課後や休業日等に必要な訓練、社会交流の促進等を行う。
 - ・保育所等訪問支援では、保育所等の障害児を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(2) 給付費の給付主体の変更

できるだけ身近な地域で支援が受けられるよう、通所によるサービスの実施主体(給付費の給付主体)を都道府県から市町村に変更する。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を図るため、都道府県において精神科救急医療を提供する体制の整備等を図るよう努める。

4 精神保健福祉士法の一部改正

精神保健福祉士が行う業務として、精神障害者からの障害福祉サービス等の利用に関する相談に応ずることを明確化する。

5 その他(附則関係)

障害児の施設から引き続き障害者の施設に入所する者について、支援の一貫性が保たれるよう、政府に適切な基準の設定等必要な措置を講ずるよう求めるほか、これらの者が継続して施設に入所できるよう法令上の手当を行う。

Ⅲ 施行期日

(1) 公布の日から施行

- ・Ⅱの1の(2)の①【障害者の定義】

(2) 平成24年4月1日

- ・Ⅱの1の(2)の②【障害程度区分の見直し】
- ・Ⅱの1の(3)(②を除く)【相談支援の充実】
- ・Ⅱの2【児童福祉法の一部改正関係】
- ・Ⅱの4【精神保健福祉士法の一部改正】
- ・Ⅱの5【その他(附則関係)】

(3) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

- ・Ⅲの(1)、(2)以外

利用者負担の見直しに係る障害福祉サービス利用の実態調査について

平成21年4月21日

障 害 福 祉 課

【調査の概要】

①施設利用に関する調査（20年10月から20年12月までの状況）

身体・知的障害者施設（55施設）及び障害児施設（8施設）に対して調査。全施設から回答を得てまとめたもの。

【調査結果の概況】

① 利用者負担増による入所・通所施設退所者（20年10月から12月）

【障害者施設】10月から12月の間は、退所(利用中止)者はなし。

【障害児施設】10月から12月の間は、退所(利用中止)者はなし。

② 通所施設の利用回数減少の状況（20年10月から12月）

【障害者施設】10月から12月の間は、利用回数減少者はなし。

【障害児施設】10月から12月の間は、利用回数減少者はなし。

③ 給食利用を減らした状況（20年10月から12月）

【障害者施設】入所施設では10月～12月に14名が給食利用を減らした。

（9月に比べ2名の減。）

通所施設では10月に8名、11月に9名、12月に9名が給食利用を減らした。

（9月に比べ0～1名の増。）

【障害児施設】給食利用減少はなし。

④ 障害福祉サービスの利用状況（20年4月から20年12月）

施設入所支援（旧法）及び施設通所支援（旧法）を除くすべての障害福祉サービスで、利用者数・事業費共に増加となっています。特に、療養介護、施設入所支援、就労移行支援、ショートステイなどが大幅な伸びとなっています。

【参考】利用者負担軽減の実施

平成19年4月からの『障害者自立支援法円滑施行特別対策』による利用者負担軽減や平成20年7月からの『障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置』による一層の軽減により、低所得世帯を中心として本来の負担の1/4～1/10程度となっており、こうした負担軽減は平成21年4月以降も継続して行われます。

また、21年7月からは、利用者負担の軽減措置として、

○軽減措置を適用するために必要な「資産要件」の撤廃

・「資産要件」：所有する現金及び資産等が1,000万円（単身の場合は500万円）

以下

○施設入所における個別減免の際の収入認定から「心身障害者扶養共済給付金」の除外が行われる予定です。

1 身体、知的障害福祉施設における利用者負担増による退所者数

(1) 身体・知的障害者福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	利用者負担増による退所者数										
		H18年度	H19年度	H20年度								
		18.9～19.2計	19.3～20.3計	4月～6月計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月～12月計	
入所施設	1,080	12	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1
通所施設	585	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,665	24	4	0	0	1	0	0	0	0	0	1
構成比(%)	100.0	1.4	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

(注) 構成比は18年度は18年3月末時点、19年度は4月1日時点に対する割合(以下障害者施設に同じ)

(2) 障害児福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	利用者負担増による退所者数										
		H18年度	H19年度	H20年度								
		18.9～19.2計	19.3～20.3計	4月～6月計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月～12月計	
入所施設	83	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所施設	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	203	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比(%)	100.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 構成比は18年度は18年3月末時点、19年度は4月1日時点に対する割合(以下障害児施設に同じ)

2 通所施設の利用回数減少の状況

(1) 身体、知的障害者福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	利用者負担増のため利用回数を減らした人													
		H18年度	H19年度					H20年度							
		H18.4～H19.3月平均	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	20年1～3月平均	19.4～20.3月平均	4～6月平均	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月～12月平均
合計	585	18.4	1.7	3.4	4.0	4	3.3	0	0	0	0	0	0	0	0
構成比(%)	100.0	3.1	0.3	0.6	0.7	0.7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 障害児福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	利用者負担増のため利用回数を減らした人													
		H18年度	H19年度					H20年度							
		H18.4～H19.3月平均	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	20年1～3月平均	19.4～20.3月平均	4～6月平均	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月～12月平均
合計	120	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	
構成比(%)	100.0	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

3 給食利用を減少した状況

(1) 身体、知的障害者福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	負担増のため給食を止めた人及び回数を減らした人													
		H18年度	H19年度					H20年度							
		18.4~19.3月平均	4~6月平均	7~9月平均	10~12月平均	H20年1~3月平均	19.4~20.3月平均	4~6月平均	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月~12月平均
入所施設	1,080	5.0	3.0	4.0	7.0	9.0	5.8	12.0	14	14	16	14	14	14	13.6
通所施設	585	22.9	5.0	5.0	6.0	6.0	5.5	8.0	8	8	8	8	9	9	8.2
合計	1,665	27.9	8.0	9.0	13.0	15.0	11.3	20.0	22	22	24	22	23	23	21.8
構成比(%)	100.0	1.7	0.5	0.5	0.8	0.9	0.7	1.2	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4	1.3

(2) 障害児福祉施設

施設種別	20年4月1日現在利用者数	負担増のため給食を止めた人及び回数を減らした人													
		H18年度	H19年度					H20年度							
		H18.10~19.3月平均	4~6月平均	7~9月平均	10~12月平均	H20年1~3月平均	19.4~20.3月平均	4~6月平均	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年4月~12月平均
入所施設	83	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0
通所施設	120	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	203	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0
構成比(%)	100.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4 利用者負担にかかる利用者からの声(施設に対する調査の回答から)

- ① 再婚前の自分(妻)の実子が障害児であるが、現夫の収入が反映された利用料になり高く、自分(妻)の給与から利用料を払っているのもっと安くないかと思う。(知的障害児施設)
- ② 実費となっている給食費について出来るだけ低額としてください。通園バスの料金は今後も無料にしてください。(知的障害児通園施設)
- ③ 利用回数を減らしたり、利用を止めたりする方はないが、金銭的な面から一定額を超えないように考えて利用をしている方はある。(肢体不自由児通園施設)
- ④ 平成18年10月からの半年間の事を思うと本当に今はいい。これからもこのままですとっておられます。(身体障害者肢体不自由施設)

障害福祉サービスの利用状況（平成20年4月～平成20年12月）

【事業費ベース】

（単位 利用者：人 事業費：千円）

区分	サービス種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	伸び率 H20.12 H20.4	
		利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者		
		事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費		
介護 給付	ホームヘルプ	575	596	593	581	592	614	615	625	626	108.9%	
		33,313	36,929	34,450	35,590	35,247	35,374	37,986	36,962	37,057	111.2%	
	重度訪問 介護	21	24	22	21	22	22	22	22	25	22	104.8%
		4,100	4,441	4,215	4,309	4,319	4,144	4,222	4,434	4,569	4,569	111.4%
	行動援護	32	38	31	30	28	35	34	34	34	36	112.5%
		2,964	3,677	2,809	2,875	2,935	3,131	3,144	3,273	3,344	3,344	112.8%
	療養介護	13	12	24	19	26	27	29	28	28	28	215.4%
		3,324	3,159	5,909	6,574	6,947	6,719	7,895	7,499	7,813	7,813	235.0%
	生活介護	289	338	334	312	320	332	368	414	407	407	140.8%
		35,272	42,296	41,140	40,478	41,709	39,750	48,115	56,326	54,140	54,140	153.5%
	児童デイ サービス	249	296	287	345	312	288	311	305	312	312	125.3%
		8,899	9,715	10,137	10,492	10,240	8,961	10,263	9,514	9,273	9,273	104.2%
	ショート ステイ	66	79	63	135	100	97	83	93	98	98	148.5%
		4,833	7,397	6,393	7,501	8,341	8,027	7,142	7,579	8,555	8,555	177.0%
	ケアホー ム	178	191	191	200	199	189	200	194	200	200	112.4%
		15,431	16,439	16,306	16,999	16,990	16,028	17,487	16,939	16,712	16,712	108.3%
	施設入所 支援	70	70	69	66	71	67	92	129	125	125	178.6%
		6,776	6,935	6,585	6,576	7,019	6,497	8,670	10,701	10,990	10,990	162.2%
施設入所 支援（旧 法）	1,099	1,105	1,099	1,085	1,100	1,185	1,082	1,040	1,035	1,035	94.2%	
	250,898	257,588	252,712	257,215	251,521	262,568	253,681	238,708	241,519	241,519	96.3%	
施設通所 支援（旧 法）	562	584	597	607	590	592	573	520	509	509	90.6%	
	77,078	78,398	80,819	85,053	76,960	79,028	79,469	66,349	67,444	67,444	87.5%	
相談支援	21	26	22	22	25	29	28	30	32	32	152.4%	
	188	233	198	189	225	260	252	270	286	286	152.1%	
訓練 等給 付	自立訓練	32	29	27	28	33	35	35	34	34	106.3%	
		858	788	751	779	1,458	1,473	1,394	1,225	1,302	1,302	151.7%
	就労移行 支援	29	40	32	34	35	35	43	42	47	47	162.1%
		3,754	5,196	3,994	4,023	4,317	4,183	5,529	5,473	6,845	6,845	182.3%
	就労継続 支援	419	464	490	513	500	502	529	592	621	621	148.2%
		35,194	37,206	38,881	41,360	41,926	39,762	47,125	47,971	52,137	52,137	148.1%
グループ ホーム	165	171	168	173	163	169	170	170	169	169	102.4%	
		8,384	8,844	8,375	9,030	8,424	8,506	8,953	8,598	8,620	102.8%	
合 計		3,820	4,063	4,049	4,171	4,116	4,218	4,214	4,275	4,301	112.6%	
		491,266	519,241	513,674	529,043	518,578	524,411	541,327	521,821	530,606	108.0%	

県立障害児施設等の調理業務委託の状況について

平成21年4月21日
子ども発達支援室
子育て支援総室
体育保健課

平成21年4月から皆成学園・中部療育園・倉吉養護学校、総合療育センター・皆生養護学校・鳥取聾学校ひまわり分校、福祉相談センター及び喜多原学園で受託業者による給食調理を開始しましたので、その状況を報告します。

1 委託による調理の状況

全ての施設で受託業者による調理を開始し、円滑に提供されている。

施設・学校名	提供開始日	受託業者
皆成学園・中部療育園	4月1日	一富士フードサービス株式会社
倉吉養護学校	4月7日	
総合療育センター	4月1日	日清医療食品株式会社
皆生養護学校	4月16日	
鳥取聾学校ひまわり分校	4月9日	
福祉相談センター	4月1日	株式会社メフォス
喜多原学園	4月1日	淀川食品株式会社

2 委託開始までの状況

(1) 試食会の開催

特別食を提供する施設については、保護者及び教職員を対象に試食会を開催し、味付け、盛り付け等は好評であった。

(総合療育センターは3月12日、皆成学園・中部療育園は3月25日に実施)

(2) 受託業者による準備

皆成学園及び総合療育センターでは、業務従事予定者が受託業者の調理施設等での研修後、3月下旬からは県施設の調理場で実習を行った。

3 委託による効果

- ・受託業者側に栄養士が配置されており、保護者の安心が高い。(中部療育園)
- ・発注・検収を行っていた時間を栄養管理にあてることができる。
(総合療育センター)
- ・病棟までの配膳業務を受託者が行うため、看護師の負担が軽減された。(同)

4 利用者・教職員の声

- ・夕食の時間が長くなり、利用者が落ち着いて食事ができるようになった。
(皆成学園)
- ・入学祝いのちらし寿司に桜の花びらのカードが添えられて、心遣いがよかった。
(総合療育センター)

「エマーソンこども進学支援基金」による 入学祝金支給開始について

平成21年4月21日
子育て支援総室

鳥取県で韓国男子プロゴルフ公式戦が昨年（平成20年4月4日～7日）開催され、主催者のエマーソンパシフィックグループの李重明氏から、恵まれない子どもへの奨学金として、一千万円の寄付の申し入れがありました。

この寄付金を有効に活用するため児童養護施設等の入所児童の大学等への進学を支援するための民間基金を新設し、この4月から給付を開始しました。

なお、李重明氏の来日にあわせ、4月12日、知事からの感謝状を贈呈しました。

- 1 基金の名称 「エマーソンこども進学支援基金」（エマーソン氏の意向を尊重）
- 2 基金の設置・管理 鳥取県社会福祉協議会（会長 内海 敏）
- 3 設置目的 恵まれない子どもの大学等へ進学を支援するため資金を援助する。
- 4 今回積立金額 1,997,000円
- 5 支援対象者 児童養護施設、母子生活支援施設等の入所児童及び里親に委託された児童が大学、短期大学、専門学校等へ入学する際の入学祝金を給付
- 6 給付額 一人30万円（定額）
- 7 審査委員会の設置 対象児童の選定等を行う審査委員会を設置。
（第1回内定は4月6日、2名）

【参考】

*エマーソンパシフィックグループ：本社ソウル特別市。ゴルフ場及び宿泊施設等のゴルフ関連リゾートの開発、運営。経営ゴルフ場は5箇所（会員数13,000人）。韓国公式プロゴルフ大会（SBS コリアンツアー）も共催。

鳥取県立喜多原学園改築工事の竣工について

平成21年4月21日
子育て支援総室

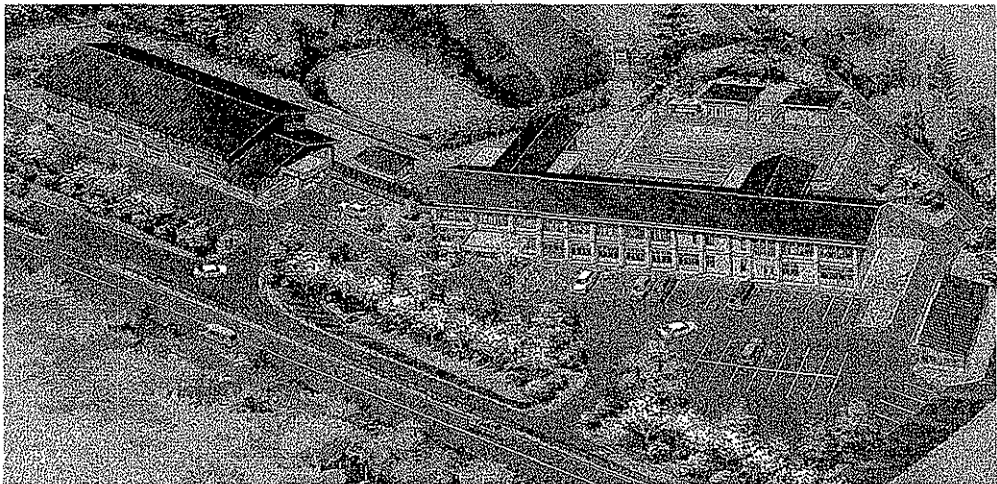
鳥取県立喜多原学園は、施設の老朽化に伴い、平成18年度から現在地において順次改築を進めてきたところですが、このたび、全体工事が概成しました。
なお、平成21年5月13日(水)、現地で竣工式を行う予定です。

1 事業概要

- (1) 総事業費 約7.5億円
- (2) 場 所 米子市泉706 (現在地)
- (3) 期間及び主な工事内容

区 分	主な工事内容
平成18年度	埋蔵文化財調査、体育館発注
平成19年度	体育館完成、旧プール及び旧体育館解体
平成20年度	校舎及びプール発注
平成21年度	校舎及びプール完成、旧校舎解体、外構工事等

<俯瞰図>



【喜多原学園の概要】

- (1) 設置目的 犯罪など不良行為をしたり、またはするおそれがある児童や家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援することを目的とする。
- (2) 施設種別 児童自立支援施設（児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設）
- (3) 設置根拠 児童福祉法第35条、同法施行令36条
国、都道府県、政令指定都市は、児童自立支援施設を設置することとされている。
- (4) 入所定員 36名

2 竣工式の開催

- ・ 日 時 平成21年5月13日(水)午前10時30分から11時
- ・ 場 所 喜多原学園 体育館
- ・ 出席者 知事、県議会、児童福祉関係機関、米子市教育関係機関など

経済不況による収入減少に対応した肝炎インターフェロン治療費助成受給者への緊急救済措置について

平成21年4月21日
健康政策課

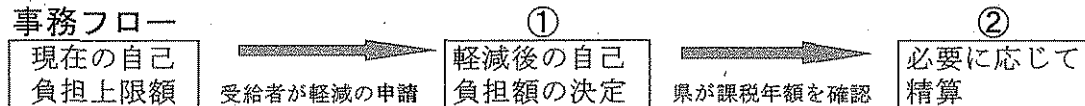
平成20年4月から、肝炎インターフェロン治療に対する助成制度を開始したところであり、平成21年3月末までに267名が制度を利用されているところ。
最近の経済状況の悪化により、失業等で所得が減少し、月額自己負担限度額の支払いが困難となった方が、治療を中止されることなどがないよう、月額自己負担限度額を速やかに引き下げる県独自の救済措置を行う。

今回の緊急救済措置の概要

1. 対象者

助成事業の対象者（薬害肝炎患者に限らない）であって、失業等により収入が減少し、月額自己負担限度額の支払いが困難となった者。

2. 事務フロー



① 自己負担限度額の減額

月額自己負担限度額は、前年の所得に応じた課税年額で決定されているが、上記1の対象者については、世帯の収入の実情に基づいて変更することとし、申請する自己負担限度額区分まで引き下げる。（減少した世帯所得の状況がわかる申告書、証明書の提出を求める）
（本来の自己負担限度額と引下げ後の自己負担限度額の差額について、県費で補填）

<自己負担限度額の軽減のパターン>

区分	現在の自己負担限度額	引下げ後の自己負担限度額	人数
C	50,000円	30,000円又は10,000円	33
B	30,000円	10,000円	98
A	10,000円	10,000円	136
計			267

状況により引下げの対象となる可能性

※平成21年3月現在

<軽減に伴う県負担のイメージ>

		7割		3割		
○現行	医療保険	高額療養 公費負担	本制度の 公費負担	国	県	自己負担 5万
○改正後	医療保険	医療保険	国	県	県	1万 ~3万

県追加負担

② 精算

変更後の月額自己負担限度額については、翌年度の課税年額で確認し、精算する。

③ 軽減する期間

申請を受理した日の属する月の翌月から、受給者証の有効期間満了までの間とする。

3. 実施開始時期（予定）

平成21年6月1日